

～雇用促進税制とその利用実績～

■雇用促進税制とは

一定の要件全てを満たし人員増員を行った企業に対しての雇用促進税制は、一人当たり 20 万円の税額控除が受けられる制度です。

この制度がどの位の利用割合かの報告は先般より導入されている租税透明化法による適用額明細書による適用実態調査の結果で明らかになっています。

■制度適用の要件

- ① 前期もしくは当期に事業主都合による離職者がいないこと
- ② 基準となる従業員が 5 人以上(中小企業は 2 人以上)であること
- ③ 全従業員の 10%以上の増員であること
- ④ 給与の支給額が比較給与支給額以上であること
- ⑤ 雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業を行っていること

■税額控除限度額

この控除限度額は基準従業員に 20 万円を掛けた金額になります。ただし、税額控除限度額が事業年度の法人税額の 10%(中小企業は 20%)相当を超える場合は、その相当額が限度額となります。なお、平成 25 年度税制改正の大綱では、この雇用促進税制を拡充し税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円へ引き上げることが記載されています。

■留意点

この制度の適用件数は平成 24 年 3 月期決算までの 1 年間で 1313 件、適用総額は 21 億円となっています。また、利用度合いの高い法人を業種別でみてみますと、サービス業が 49.1%、小売業が 9.7%、運輸通信公益業が 6.7%となっています。

また、この制度でいう従業員には、役員の特殊関係者および使用人兼務役員を除く、いわゆる法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者である人を指しますので、その範囲を間違わないようにしてください。